

2012年改正労働契約法の意義と課題

～ 労働者側から ～

2014. 11. 20

弁護士 北 本 修 二

1 2012年改正労働契約法の意義と課題

非正規労働者問題の解決 — ディーセントワークの実現に向けて
有期労働契約規制の必要性
労使に望まれること

2 契約期間中の解雇等（17条）

- ・ 期間途中の解雇（17条1項）
「やむを得ない事由」とは
- ・ 契約期間についての配慮（17条2項）
「必要以上に短い期間」とは

3 有期労働者の無期転換申込権（18条）

- ・ 使用者側の回避措置の効果は
— 「5年」直前の雇止め、無期転換申込権の事前放棄、不更新条項の合意等
- ・ 無期転換後の労働条件

4 雇止め法理（19条）

- ・ 雇用継続期待の合理的理由の有無の判断基準

5 期間の定めがあることによる不合理な労働条件の禁止（20条）

- ・ 労働条件とは
- ・ 「同一の使用者」とは
- ・ 「不合理」性の判断基準